北谷町における
宿泊税の制度概要と条例骨子案

令和６年１２月
建設経済部観光課
総務部税務課

目次

１．宿泊税とは　・・・・・・P１
２．宿泊税導入の背景と目的　・・・・・・P２
３．宿泊税の検討経緯　・・・・・・P３
４．宿泊税の制度設計の考え方　・・・・・・P４
５．（参考）宿泊税特別徴収のイメージ　・・・・・・P６
６．北谷町宿泊税条例の骨子案　・・・・・・P７
７．宿泊税の活用について　・・・・P１０
８．今後のスケジュール（案）　・・・・P１６

Ⅰ．宿泊税とは

宿泊税は、ホテル又は旅館等に宿泊する方に課税される法定外目的税です。宿泊税の税収は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

宿泊税を財源とする事業については、公共性を担保しつつ、受益者負担の考え方のもとに事業選定されます。

県外における宿泊税の導入自治体は、１１自治体となっており、県内においては、令和８年度導入に向けて沖縄県をはじめとする６自治体で宿泊税の検討を行っております。

県外における宿泊税の導入自治体　令和6年11月末時点
都道府県：東京都、大阪府、福岡県
市町村：京都市、熱海市、金沢市、倶知安町、ニセコ町、福岡市、北九州市、長崎市

県内における宿泊税の導入検討自治体　令和6年11月末時点
都道府県：沖縄県
市町村：北谷町、恩納村、本部町、石垣市、宮古島市

２．宿泊税導入の背景と目的

背景

〇少子化等に伴う人口減少により、全国的に地域経済の縮小が進む中、交流人口を拡大させる観光産業は地域活性化の切り札とされており、**観光振興に関する施策の重要性が高まっている。**

〇西海岸を中心に観光産業により発展してきた本町においては、観光客が増加傾向にある一方で、交通渋滞やゴミといった課題が散見されるようになり、来訪者の滞在環境、地域住民への生活への懸念が生じてきていることから、課題への対応策が急務である。加えて、観光振興を図るために充足しなければいけない課題として、魅力のさらなる向上やSDGsへの対応などを取り組む必要性が生じている。

〇一方で少子高齢化の進展や老朽化した公共施設の更新など、新たな財政需要が生じており、観光振興施策の財源を確保できるか不透明な状況である。

〇持続可能な観光地の推進に向けて、**安定的な財源確保が必要**であることから、宿泊税の導入検討を進めることとなった。

目的

〇オーバーツーリズム対策や魅力の更なる向上、SDGs対応などに取り組むことにより、来訪者の滞在環境の質および満足度の向上につなげ、持続可能な観光地として、本町の観光競争力の維持・向上を図る。

３．宿泊税の検討経緯

開催日	内容
第1回検討委員会　令和5年7月28日	新たな財源の必要性、財源種別、法定外税の有用性について
第2回検討委員会　令和5年10月12日	町の基本的な考え方、制度設計案、使途の方向性、決定プロセスについて
第3回検討委員会　令和5年12月4日	使途の方向性
第4回検討委員会　令和6年2月19日	制度設計（案）、使途の方向性等のとりまとめ
第5回検討委員会　令和6年6月4日	今年度の検討事項の整理、北谷町観光振興計画と宿泊税の関係性について
第6回検討委員会　令和6年10月9日	使途に関する検討について
第7回検討委員会　令和6年11月28日	宿泊税条例（案）、施行規則（案）、使途に関する検討について

〇令和5年度より有識者、宿泊事業者、観光関連事業者などを委員とした検討会議を開催し、宿泊税に係る必要性、制度設計、宿泊税の活用などについて意見をいただいた。

〇検討委員会の委員よりいただいた意見を参考に町内部、関連団体等との調整を行った上で、本町における宿泊税の方向性をまとめている。

４．宿泊税の制度設計の考え方

項目	制度概要	考え方
課税客体	旅館業法第2条第1項に規定するホテル等（下宿営業を除く。）、並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊	
納税義務者	北谷町内の宿泊施設における宿泊者	
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収	
課税標準	１人１泊当たりの宿泊料金（ただし、宿泊料金１００,０００円を上限とする）	○高価格帯の宿泊者に対する配慮として上限額を設定。１００,０００円の根拠として、宿泊税導入市町村（ニセコ町）を参考としている。
税率、配分	定率制：2.0％（県0.8％：町１．２％）	○観光客増に伴い、オーバーツーリズム問題などが生じていることから、観光の量（入域量）から質（単価の向上）への転換が求められているため、宿泊料金に課税する定率制を採用し、持続可能な観光地を目指す。 ○沖縄県ツーリズム産業団体より定率が好ましいとの意見が出ている。 ○本町における宿泊税の収入見込み額は、約２．４億円を想定。

4．宿泊税の制度設計の考え方

項目	制度概要	考え方
課税免除	○学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加している者又はこれらの者を引率する者 ○学校に相当する外国の教育施設等が沖縄県に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加している者又はこれらの者を引率する者	修学旅行については、教育活動の一環であることから公益性を有していること、また、修学旅行生が将来のリピーターとなりうる可能性も踏まえ、課税免除とする。
課税期間	条例施行後3年ごと	
特別徴収義務者への支援策など	○徴収事務交付金 宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額2.5%の交付金を支払う。ただし、導入から最初の5年は3%とする。	○特別徴収義務者の徴収事務に係る労務や費用の負担を支援するために設定。 交付率については、導入市町村を参考にしている。
入湯税	入湯税の改正は行わない。	○入湯税は、宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なり二重課税には当たらない為、今後も引き続き法定目的（環境衛生施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設整備を含む。）等）に沿った事業に活用する。 ○宿泊税先行自治体の多くが宿泊税導入に伴う入湯税制度改正は行っていない。

５．（参考）宿泊税特別徴収のイメージ

宿泊者
（納税義務者）

宿泊料金と
宿泊税を支払い

宿泊施設
（特別徴収義務者）

徴収した宿泊税を
北谷町へ納入

北谷町

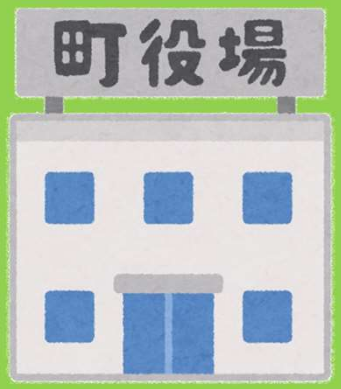

６．北谷町宿泊税条例の骨子案

見出し	条文概要
第1条　宿泊税	世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する。
第2条　定義	「旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条　納税義務者	本町の宿泊施設の宿泊者に対して課税する。
第4条　賦課徴収	宿泊税の賦課徴収については、法若しくは地方税法関係法令又はこの条例に定めるもののほか、町税条例の定めるところによる。
第5条　課税免除	(1)学校教育法に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行に参加している者又はこれらの引率者 (2)外国教育施設が県内の学校の学生等との交流を目的に計画・実施する旅行に参加している者又はこれらの引率者
第6条　課税標準	１人１泊当たりの宿泊料金　（ただし、当該宿泊料金１０万円を上限とする）
第7条　税率及び税額の端数計算	定率2％　（町税率1.2％及び県税率0.8％の合計税率）など
第8条　徴収の方法	宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。
第9条　特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
第10条　特別徴収義務者の申告等	(1)旅館業等を営もうとする者の申告 　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号など (2)証票の交付、掲示 (3)異動の申告　(1)に異動があった場合 (4)営業休止、再開、廃止の届出

６．北谷町宿泊税条例の骨子案

見出し	条文概要
第11条　納税管理人	特別徴収義務者が町内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために、納税管理人を定め、町長に申請し、承認を受けなければならない。
第12条　申告納入	毎月末日までに、前月の初日から末日までの分の納入申告書を町長に提出し、納入金を納入しなければならない。また、一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可とする。
第13条　更生又は決定の通知等	町長は、法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正又は決定をした場合は、直ちにその旨を記載した通知書を送付しなければならない。
第14条　不足金額等の納入の手続	地方税法の規定に基づく不足金額及び延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額の通知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第15条　徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等により徴収不能となった場合に、還付・納入義務の免除ができる。
第16条　特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	帳簿の記載は、①記載事項（宿泊年月日、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額など）、②保存期間（納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年）とすることの定め
第17条　帳簿及び書類の電磁的記録による保存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えることができることの定め
第18条　帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって備付け及び保存に代えることができることの定め

６．北谷町宿泊税条例の骨子案

見出し	条文概要
第19条　町税に関する法令の規定の適用	備付け及び保存が行われている帳簿等の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、町税に関する法令の規定の適用をみなすことの定め
第20条　間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	夜間執行の制限を受けない等の地方税法の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第21条　北谷町行政手続条例の適用除外	宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導に係る同条例の規定の適用については、町税条例の例による。
第22条　規則への委任	条例の施行に関し必要な事項（細目的事項）を、規則へ委任することの定め
第23条　証票、帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪	１年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金に処する。
第24条　納税管理人に係る不申告に関する過料	納税管理人が正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料を科する。

7．宿泊税の活用について

使途の考え方

〇宿泊事業者及び観光関連団体と連携のもと、多様な観光ニーズを的確に把握し、効果的かつ継続的な観光振興事業に充当する。

〇納税者還元を基本として、新規事業や既存事業の拡充に充当する。

〇本町の上位計画である観光振興計画の方針に基づくとともに、宿泊税の「使途事業の柱」に沿った事業に充当する。

〈イメージ図〉

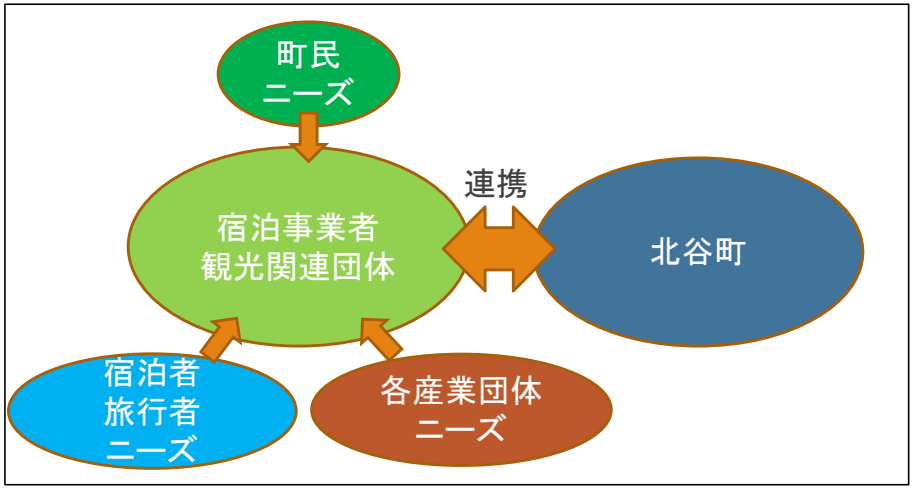

観光振興計画 → 施策反映 → 地方誘客・観光消費拡大

使途事業の柱
1　マーケティング基盤の整備
2　受入環境の整備
3　エリアの魅力創出
4　観光資源の保全
5　観光危機への対応
6　徴収に係るコスト （特別徴収義務者への支援策）

７．宿泊税の活用について

（１）マーケティング基盤の整備
〇デジタルマーケティング基盤の整備
〇データに基づくプロモーション

＜統計調査のイメージ＞
- 誘客したい市場がどのくらい来ているのか、何を求めてきているのか、北谷町において何が足りていないのか等の実態を把握することで、それに対するPR内容の検討やコンテンツ造成などの打ち手を検討することが可能となる。

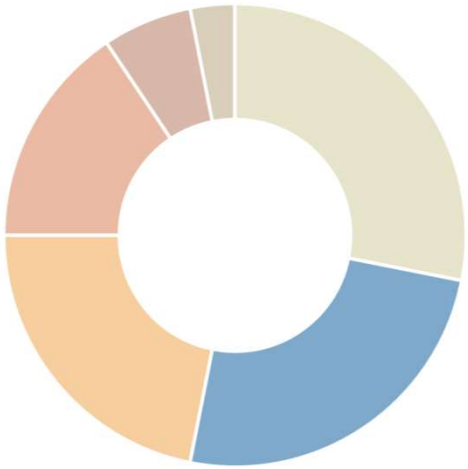

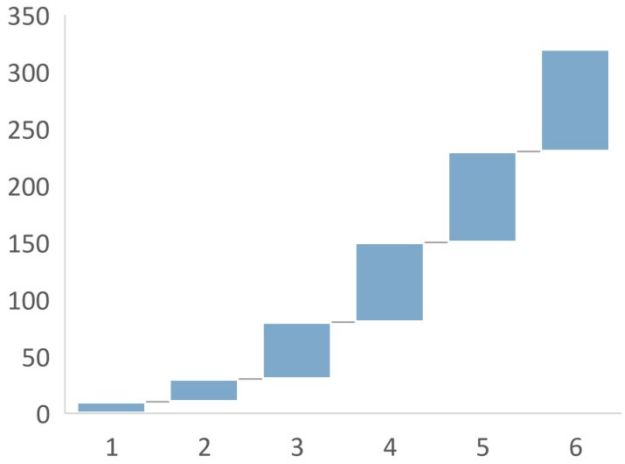

7．宿泊税の活用について

（２）受入環境の整備

○二次交通の充実
○景観保全、オーバーツーリズム対策
○ユニバーサルデザイン化、町内公共施設の多言語対応

＜町内循環バス＞
町内主要エリアをつなぐ循環バスを運行。レンタカーによる事故の軽減など地域住民や観光客にとってストレスフリーな観光に寄与する。あるいは公共路線との路線拡充等も考えられる。

＜シェアサイクル＞
各ホテルや町内主要エリアで乗り捨てが可能となるシェアサイクルの設置。環境に優しい交通手段として、ハワイなどの観光リゾート地でも利用されている。また、ちょっとした移動での活用のためにレンタカーを出すことも減ることが予想され、渋滞緩和にも寄与する。

＜景観保全＞
町内主要エリアの清掃に清掃や沿道沿いの草刈り、花の植樹等も考えられる。

＜ユニバーサルデザイン化＞

7．宿泊税の活用について

（３）エリアの魅力創出

○定期的なイベントの開催（閑散期対策）
○観光コンテンツ等の造成
○エリアの装飾（シティラッピング等）

＜定期的なイベント開催＞
閑散期対策も兼ねて町内の主要エリアでイベントを実施することで、観光需要の創出並びに宿泊客数と宿泊単価の季節平準化を図る。

＜観光コンテンツ等の造成＞
市場ニーズに対応した体験コンテンツの造成も考えられる。

＜エリアの装飾＞
イルミネーションやイベントに関連したシティドレッシングも考えられる。

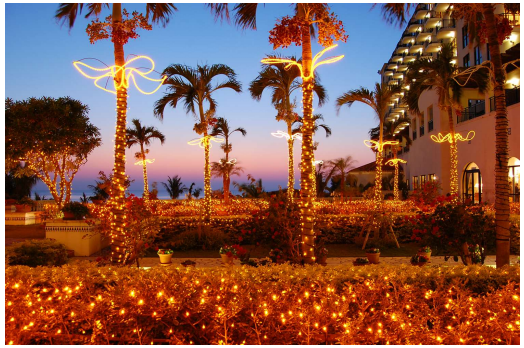

７．宿泊税の活用について

（４）観光資源の保全

○海域（サンゴ）の環境保全と再生
○伝統文化の保全・活用

＜海域（サンゴ礁）等の環境保全＞
北谷町の魅力を構成している海域の保全活動（海域モニタリングや海中清掃等）を漁業組合やダイビングショップと取り組むことも考えられる。

＜伝統文化の保全・発展＞
文化発信拠点の整備に伴い、来訪者に本町の伝統文化を触れて頂く仕組みづくりや、工芸品等をお土産として開発することも考えられる。

７．宿泊税の活用について

（５）観光危機への対応

○災害時の対応や減災対策、危機への準備
○観光振興施策（旅行需要喚起策）や観光産業の事業支援　等

＜災害時の対応や減災対策、危機への準備＞
　災害発生時を想定した避難ビル指定の拡充や観光客向けの備蓄品の購入、早期情報提供などを取り組むことも考えられる。

＜観光振興施策（旅行需要喚起策）や観光産業の支援＞
　災害時等において、旅行者、宿泊者向けの割引券などを発行し、需要を喚起するとともに、観光関連事業所への支援を行ことも考えられる。
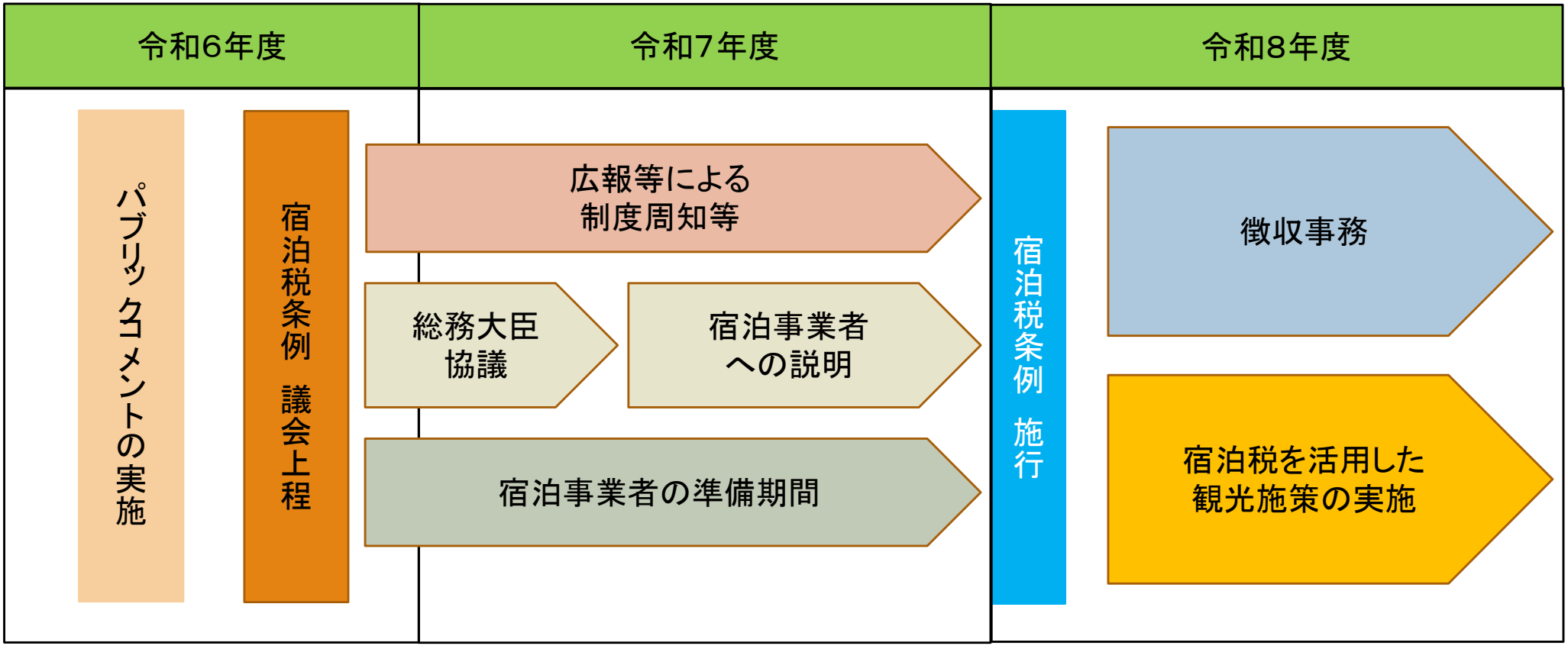
8．今後のスケジュール(案)